

春日部市規則第 58 号

春日部市障害者等に対する日常生活用具の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 10 日

春日部市長

名 谷 - 弘

春日部市障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則の一部を改正する規則

春日部市障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則（平成18年規則第76号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
別表第2（ <u>第8条</u> 関係） （注） <u>2 障害者又はその配偶者のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割の課税額（以下この項において「所得割額」という。）が46万円以上）の場合は、給付対象外とする。</u> （1）所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（扶養親族を有する者にあっては、同法第314条の2第1項第11号の規定を適用せず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとした場合における所得割の額）をいう。この場合において、所得割額の算定に当たっては、地方税法第314条の7及び同法附則第5条の4の規定は適用しないものとする。 （2）所得割額の算定に当たって、利用者世帯の生計中心者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）に住所を	別表第2（ <u>第9条</u> 関係） （注） 2 収入とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額、老齢基礎年金、障害基礎年金等の公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の合計額をいう。 3 障害者又はその配偶者のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割の課税額が46万円以上）の場合は、給付対象外とする。

有する者であるときは、当該生計中心者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割額を算定するものとする。

(3) 市町村民税の額の算定に当たっては、所得割額又は均等割額(地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。以下この号において同じ。)につき同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とする。

3 (略)

4 (略)

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。